

平成 28 年 3 月 30 日
大阪市人事室組織担当課長 稲田
電話：06-6208-7431

平成 28 年度の組織改正を実施します

大阪市では、平成 28 年 4 月 1 日付けで、組織改正を実施します。

平成 28 年度は、「市民サービスの拡充」と「大阪の改革と成長」という方向性を基本に、子育て・教育環境の充実などの「豊かな大阪をめざした政策推進」、質の高い行財政運営の推進などの「新たな価値を生み出す市政改革」、副首都にふさわしい大阪の確立として「新たな自治の仕組みの構築」の 3 つの取組みを着実に遂行できるよう、スリムで最適な組織体制を構築しつつ、局組織の新設など事務執行体制を強化し、豊かな大阪の実現をめざして政策を推進します。

1 副首都推進局の設置

「副首都・大阪」の確立に向けて、地方自治法に基づき大阪府と大阪市共同の内部組織として、「副首都推進局」を設置します。

「副首都推進局」は、副首都推進本部の事務局、新たな大都市制度のあり方についての検討を所管します。

具体的には、総務担当をはじめ、副首都推進本部の事務局などを担う副首都企画推進担当、新たな大都市制度などの企画立案を行う制度企画担当を置くこととし、大阪府 28 名、大阪市 29 名の計 57 名で業務を執行していきます。

2 ICT 戦略室の設置

最先端 ICT 都市の実現に向け、「大阪市 ICT 戦略」のもと、「ICT の徹底活用」と「ICT の適正利用」の取組みを、スピード感を持って全市的に強力に推進していくため、局組織として「ICT 戦略室」を設置します。

「ICT 戦略室」は、最新技術を開発する企業との実証実験や行政が保有するデータのオープン化など積極的なデータ活用の促進を図るとともに、スマートフォンなどモバイル機器に対応した市民サービスの拡充、ペーパーレス化の推進など効果的・効率的な行政運営等を推進していきます。

体制については、総務局の ICT 戦略担当部長及び IT 統括担当部長のほか、課長級 4、課長代理級 4、係長級 12 を ICT 戦略室に移管することとし（ただし、IT 統括担当部長は ICT 統括担当部長へ名称変更）、計 51 名とします。

3 子育て・教育環境の充実にに向けた事業執行体制の強化

(1) こども相談センターの複数設置に向けた体制強化(こども青少年局)

こどもの安心・安全を守るよう、迅速な組織判断を行うとともに、より効果的な児童等への支援を行うため、現在のこども相談センター(中央区)に加え、平成28年10月頃から、平野区において南部こども相談センター(仮称)の運営を開始します。

南部こども相談センター(仮称)に業務を円滑に移行するため、南部方面統括担当課長等を新設するなど、4月から南部方面の児童相談所業務を執行する体制を構築することとします。

(2) こどもの貧困対策に関する推進体制の強化(こども青少年局)

平成28年2月に市長を本部長として設置された「大阪市こどもの貧困対策推進本部」の事務局を担うとともに、子育て、教育、福祉、健康、住宅など多岐にわたるこどもの貧困対策関連事業の取りまとめや調整を図るため、経理・企画課に体制を構築することとします。

(3) 長谷川羽曳野学園の移管(こども青少年局)

これまで教育委員会事務局が所管してきた長谷川羽曳野学園については、小中学生の入所のみとなっていることや心理的ケアの必要な児童の入所の増加などの課題に対応するため、児童養護施設を所管することも青少年局に移管します。

(4) より充実した中学校給食の提供のための体制強化(教育委員会事務局)

中学校給食については、これまで温かい給食の提供など給食内容の改善やデリバリー方式の活用による配膳方法の改善等を実施してきましたが、これらの取組みに加え、分量調整、アレルギー等により柔軟に対応できる学校調理方式(親子方式(小学校の給食室で調理した給食を中学校へ配送する方式)・自校調理方式(中学校の給食室で給食を調理する方式))への円滑な移行に向けて、給食設備の整備や調理、配送等の事業者確保の取組みを進めるため、教務部の体制を強化します。

4 その他の組織改正

(1) 官民連携の推進体制の構築(市政改革室)

官民の最適な役割分担のもと、官が担っている事業を民間が担うことにより、コスト削減とサービス向上が期待できるものは積極的に民間開放を推進するため、地下鉄・バス事業や水道事業などの経営システムの見直しや公共施設の整備等におけるPPP/PFI手法などの民間活力の活用を促進することとし、従来の民営化担当及びPFI担当を統合し、理事、官民連携担当部長、官民連携担当課長、官民連携担当課長代理を新設します。

(2) 新大学の設置に向けた事務執行体制の強化 (経済戦略局)

少子化やグローバル化の進展など、大学を取り巻く環境が厳しさを増す中、大阪市立大学と大阪府立大学の統合により設置する新大学が、両大学の強みを兼ね備えた、魅力ある大学となるよう、設置に向けた準備を推進するため、大学支援担当部長を新設します。

(3) 空家等対策の推進体制の強化 (区役所・都市計画局)

平成 27 年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対応は、全区に空家に関する相談窓口を設置するなど区役所を拠点に行うこととし、特定空家などの状況に応じて、区役所の体制強化を行います。

また、同法に基づき設置した空家等対策協議会を運営し、保安上危険な空家などの特定空家に対する措置、空家・除却跡地の活用に関する事項などを定める空家等対策計画を策定するとともに、拠点となる区役所への技術的支援を行っていくため、都市計画局建築指導部に企画調整担当課長等を新設し、体制を強化します。

(4) 大阪市民病院機構に関する事業推進体制の強化 (健康局)

大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の建設工事、住吉市民病院跡地における民間病院の誘致、大阪市民病院機構と大阪府立病院機構の経営統合に向けた準備等を円滑に進めるため、市民病院担当部長を新設します。

(5) 港湾局における組織改正

港湾局の部組織においては課を設けず、担当課長制を採用してきましたが、より効果的な組織運営をめざすとともに、役割と権限の明確化を図るため、新たに課を設置することとします。

具体的には、総務部には総務課及び経営監理課の 2 課、営業推進室には販売促進課、管財課及び開発調整課の 3 課、計画整備部には計画課、振興課、工務課、保全監理課、施設管理課、海務課及び設備課の 7 課を置くこととします。

(6) バス事業に関する安全・サービス施策推進体制の強化 (交通局)

これまでバス事業における安全・サービス施策については、路線計画やダイヤ作成などを所管する自動車部運輸課が担ってきたところですが、民営化に向けた検討を進めるなかで、一定の責任と権限のもと、民間バス会社並みの安全・サービスの提供に関する取組みを推進していくため、新たに自動車部に安全サービス課を設置します。

5 地域ニーズに応じた区役所の体制について

区役所においては、区長自らがマネジメントを行い、各区のニーズ・特性に応じた組織体制を構築しています。

区役所の組織改正の詳細については、各区役所へお問い合わせください。